

小学校建設用地における土壌汚染概況調査の結果と対応について

みなとみらい21地区57街区を利用して、平成30年4月の開校に向けて建設を進めている「みなとみらい本町小学校」において、任意による土壌汚染概況調査を実施した結果、グラウンド部分の一部から「砒素及びその化合物」が溶出量の指定基準値（0.01mg/L）を超えて検出（0.018mg/L）されました。法令に準拠した措置を適切に行い、さらに児童等の安全と安心を確保するための措置を進めます。

なお、溶出量基準とは土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによる健康リスクを防ぐために設けられた基準であることから、直ちに関係局へ照会を行い、周囲に地下水の飲用利用等はないことを確認しました。

1 調査を行った土地

所在地	面積	現況
西区高島一丁目2番73号の一部	約 4,776 m ²	アスファルト、土（法面部分）

2 概況調査の結果（実施時期：平成29年5月26日～平成29年8月21日）

敷地を30m格子（原則として、北を起点に10m区画9個により構成。ただし、土地の端部においては、10m区画3～6個により構成）で分け、現地盤面において土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に準ずる調査対象物質全26種類を調査

ア 土壌ガス調査

地表から深さ80～100 cmの土壌ガスを採取し、土壌ガス濃度の測定を実施
→検出されませんでした。

イ 土壌調査

現地盤面から深さ50 cmまでの土壌を採取し、30m格子ごとに均等混合の上、土壌溶出量濃度及び土壌含有量濃度の測定を実施。

→30m格子の1か所において「砒素及びその化合物」の土壌溶出量が土壌汚染対策法の基準値（0.01mg/L）を超過（0.018mg/L）していました。

案内図



3 今後の対応

概況調査で「砒素及びその化合物」の土壌溶出量が基準値を超えていた30m格子の区画について、更に10m区画ごとに「砒素及びその化合物」の土壌溶出量を調べ、汚染区画を特定します。

汚染区画特定後は、関係局と調整をしながら法令等に準じた措置を適切に行います。さらに学校としての安全・安心を確実に確保するため、グラウンドを樹脂等で表面を覆う全天候舗装に変更する対策を講じます。

なお、新たな工事に伴う開校スケジュールの変更はありません。

お問合せ先

教育委員会事務局教育施設課長 石井 聡 Tel 045-671-3230

（裏面あり）

調査結果図

